高知県木材安定供給推進事業費補助金実施要領

第1 趣旨

高知県木材安定供給推進事業費補助金(以下「安定供給事業」という。)については、合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策交付金交付等要綱(平成28年1月20日付け27林整計第232号)、合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策実施要領(平成28年1月20日付け27林整計第237号)、合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策実施要領の運用について(平成28年1月20日付け27林整計第238号)(以下「運用」という。)、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱(平成30年3月30日付け29林政政第893号)、林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領(平成30年3月30日付け29林政政第893号)及び高知県木材安定供給推進事業費補助金交付要綱(以下「要綱」という。)に定めるもののほか、この要領の定めるところによるものとする。

第2 目的

第3

「略」

「総合的なTPP関連政策大綱」に即し、新たな国際環境の下で、合板・製材・集成材等の競争力を高めることに加えて、豊富な資源量を有する森林資源を活用し、建築用木材等の供給力強化を図ることによる海外情勢の影響を受けにくい需給構造の構築や、花粉の発生源であるスギ人工林を減らす取組の推進により森林資源の循環利用を推進し、森林の適正な管理と森林資源の持続的な利用を一層推進する必要がある。このような社会情勢の変化に対応するため、原木を低コストかつ安定的に供給するための「間伐材生産、路網整備及び低コスト再造林対策」に対して支援する。

高知県木材安定供給推進事業費補助金実施要領

第1 趣旨

高知県木材安定供給推進事業費補助金(以下「安定供給事業」という。)については、合板・製材・ 集成材国際競争力強化・輸出促進対策交付金等交付要綱(平成28年1月20日付け27林整計第232号)、国際競争力・木材供給基盤強化対策等実施要領(平成28年1月20日付け27林整計第237号)、合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策事業実施要領の運用について(平成28年1月20日付け27林整計第238号)(以下「運用」という。)、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱(平成30年3月30日付け29林政政第893号)、林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領(平成30年3月30日付け29林政経第349号)及び高知県木材安定供給推進事業費補助金交付要綱(以下「要綱」という。)に定めるもののほか、この要領の定めるところによるものとする。

第2 目的

「総合的なTPP関連政策大綱」に即し、<u>TPPによる</u>新たな国際環境の下で、生産性向上等の供給力・体質強化を図るための合板・製材工場等の整備とそれらへの原木の安定供給や森林資源を循環利用し、<u>林業成長産業化</u>に向けた森林の経営・管理の集積・集約化や生産コストの削減に向けた間伐材の生産、資源高度利用型施業及び路網整備を一体的に推進することが重要となっている。このような社会情勢の変化に対応するため、原木を低コストかつ安定的に供給するための「間伐材生産、資源高度利用型施業、路網整備及び造林」に対して支援する。

また、木材需要に応じた生産活動を行う林業経営体等の能力向上、林業としての雇用維持及び森林・林業の課題の解決を目的とする取り組みに対して支援する。

第3 「略」

第4 1 「略」

- (1)要綱別表第1に定める01 体質強化・花粉削減の間伐材生産(間伐材の生産)は、原木安定供給計画の参画事業実施主体が、体質強化・花粉削減計画の対象となる木材加工施設へ、A 材及びB 材を供給するために行う間伐とし、高知県体質強化・花粉削減計画及び同計画添付の原木安定供給計画、並びに高知県年度事業計画に基づき実施する事業であること。また、同表第1に定める03 循環成長の間伐材生産(間伐材の生産)は成長産業化事業構想、並びに事業計画に基づき実施する事業であること。
- $(2) \sim (5)$ 「略」
- 2 「略」
- 3 林業専用道(規格相当)及び森林作業道に関する共通事項

要綱別表第1に定める路網の整備については、知事が別に定める生産基盤強化区域内で実施するものとする。なお、生産基盤強化区域の設定については、「路網整備に係る生産基盤強化(新設)区域の設定について」(平成30年2月1日付け29林整整第713号林野庁長官通知)の規定に基づき定めるものとする。

ただし、同表 01 体質強化・花粉削減の1間伐材生産の関連条件整備活動等の森林作業道は生産基盤 強化区域外でも実施できるものとする。

- 4 林業専用道(規格相当)について
 - (1)要綱別表第1に定める01<u>体質強化・花粉削減</u>の2路網の整備については、<u>体質強化・花粉削減</u>計画に明記された「原木供給計画の間伐生産目標」の達成に資する路網の整備で、以下の要件をすべて満たすものを対象とする。

ア〜エ「略」

第4 1 「略」

- (1)要綱別表第1に定める01 供給力・体質強化の間伐材生産(間伐材の生産)は、原木安定供給計画の参画事業実施主体が、供給力・体質強化計画の対象となる木材加工施設へ、A 材及びB 材を供給するために行う間伐とし、高知県供給力・体質強化計画及び同計画添付の原木安定供給計画、並びに高知県年度事業計画に基づき実施する事業であること。また、同表第1に定める03 成長産業化の間伐材生産(間伐材の生産)は成長産業化事業構想、並びに事業計画に基づき実施する事業であること。
- $(2) \sim (5)$ 「略」
- 2 「略」
- 3 林業専用道(規格相当)及び森林作業道に関する共通事項

要綱別表第1に定める路網の整備については、知事が別に定める生産基盤強化区域内で実施するものとする。なお、生産基盤強化区域の設定については、「路網整備に係る生産基盤強化(新設) 区域の設定について」(平成30年2月1日付け29林整整第713号林野庁長官通知)の規定に基づき定めるものとする。

ただし、同表 01 供給力・体質強化の1間伐材生産の関連条件整備活動等の森林作業道は生産基盤 強化区域外でも実施できるものとする。

- 4 林業専用道(規格相当)について
 - (1) 要綱別表第1に定める01 <u>供給力・体質強化</u>の2路網の整備については、<u>供給力・体質強化</u> 計画に明記された「原木供給計画の間伐生産目標」の達成に資する路網の整備で、以下の要 件をすべて満たすものを対象とする。

ア〜エ「略」

オ 当該路線の計画を含む森林経営計画等の計画区域内において<u>人工造林等</u>を実施することが 確実と見込まれること。

カ~キ「略」

- (2)「略」
- 5 森林作業道について
 - (1) 要綱別表第1の01 <u>体質強化・花粉削減</u>の2路網の整備については、<u>体質強化・花粉削減計画</u> に明記された「原木安定供給計画の原木生産目標」の達成に資する路網の整備で、以下の要件を すべて満たすものを対象とする。

ア〜イ「略」

- ウ 人工造林等を実施する箇所までの到達路網を作設すること。
- エ 森林作業道の開設については、一体的に実施する<u>人工造林等</u>の施業に一定期間先行して 実施することができるものとする。

ただし、「一定期間」とは、森林環境保全整備事業実施要領の運用(平成14年12月26日 14 林整整第580号林野庁森林整備部整備課長通知)1の(9)のアのとおり2年(当該森林作業道を利用して実施する人工造林等が森林経営計画又は特定間伐等促進計画に基づくものである場合は、これらの計画期間内)とする。

(2) 要綱別表第1の02<u>循環成長</u>の2路網の整備については上記(1)のア〜オの用件をすべて 満たすものとする。

6~7 「略」

オ 当該路線の計画を含む森林経営計画等の計画区域内において<u>間伐等</u>を実施することが 確実と見込まれること。

カ~キ「略」

- (2)「略」
- 5 森林作業道について
 - (1) 要綱別表第1の01 <u>供給力・体質強化</u>の2路網の整備については、<u>供給力・体質強化計画</u>に 明記された「原木供給計画の間伐生産目標」の達成に資する路網の整備で、以下の要件をす べて満たすものを対象とする。

ア〜イ「略」

- ウ 間伐等を実施する箇所までの到達路網を作設すること。
- エ 森林作業道の開設については、一体的に実施する<u>間伐等</u>の施業に一定期間先行して実施することができるものとする。

ただし、「一定期間」とは、森林環境保全整備事業実施要領の運用(平成14年12月26日 14 林整整第580号林野庁森林整備部整備課長通知)1の(9)のアのとおり2年(当該森林作業道を利用して実施する間伐等が森林経営計画又は特定間伐等促進計画に基づくものである場合は、これらの計画期間内)とする。

(2) 要綱別表第1の02<u>成長産業化</u>の2路網の整備については上記(1)のア〜オの用件をすべて満たすものとする。

6~7 「略」

8 造林

「削除」

新 旧 人工造林及び下刈りについては以下のとおりとする。 (1) 共通 ア 補助金の額、森林所有者自らが従事して本事業を実施する場合の取扱いは、間伐材生産 の取扱いに準ずる。 イ 交付申請、関連条件整備活動、鳥獣害防止施設、転用の制限及び竣工検査の方法等につ いては、間伐材生産の取扱いに準ずる。 (2) 人工造林 ア 機械地拵え、早生樹造林、低密度植栽、その他知事が妥当と認めた造林の低コスト化に 資する技術を導入し実施するものであること。 イ 対象森林は、過去5年以内に国庫補助事業による間伐等を実施していないこと。 ウ 樹木の伐採の跡地で実施するものであること。 エ 補植、保育等成林に必要な保育管理その他知事が必要と認める事項を遵守すること。 (3) 下刈り ア 本事業で実施した人工造林により更新したⅡ齢級以下の林分で行うものであること。 8 低コスト再造林対策 「新設」 一貫作業システム、低コスト造林、下刈り、機械器具の整備については以下のとおりとする。 (1) 共通 ア 補植、保育等成林に必要な保育管理その他知事が必要と認める事項を遵守すること。 イ 交付申請、関連条件整備活動、鳥獣害防止施設、転用の制限及び竣工検査の方法等について は間伐材生産の取扱いに準ずる。 (2) 一貫作業システム ア 主伐時の集材と人工造林の事業実施主体が異なる場合も支援対象とし、その場合の交付申請 について、各事業を行う事業主体の合意を得て委任により一方の事業を行う事業実施主体が行 うことも可能とする。 イ 本事業のうち、支援対象となる末木枝条の集材の実行経費は、主伐時の集材に係る実行経費

に主伐時の搬出材積に対する末木枝条部分の搬出材積の比率を乗じて得た額とする。

ウ 末木枝条とは主伐時に集材した端材枝条など燃料材やパルプチップに用いられる低質材とする。なお、木材市場への出荷については、末口直径 14cm 未満の小径木等の低質材も含めることができる。

(3) 低コスト造林

- ア 大苗・エリートツリー等を活用した低密度植栽、ドローンによる苗木運搬を導入した造林、 早生樹造林、その他知事が妥当と認めた造林の効率化・低コスト化に資する技術を導入し実施 するものであること。
- <u>イ 対象森林は、過去5年以内に国庫補助事業による間伐等を実施していないこと。</u>
- ウ 樹木の伐採の跡地で実施するものであること。

(4) 下刈り

2齢級以下の林分で行う同一施行地における3回までの下刈りとする。

(5)機械器具の整備

- ア (2) ~ (4) の実施に必要な機械器具の整備に要する経費とし、次の機械器具 の購入又は賃借料、それらの運送料に係る経費を対象とする。
- (ア) 苗木運搬用のドローンや架線(滑車等の付属機械器具含む)
- (イ) 植栽に要するディブルや電動植穴機
- (ウ) 下刈りに要する機械器具(刈払機を除く)
- (エ) 施行地管理用のドローン (ソフトウェア等の付属機械器具含む)
- (オ) その他、造林の低コスト化に必要と知事が認める機械器具

第5~第8 「略」

第5~第8 「略」

第9 改善措置等

事業実施主体は、目標の達成状況が低調である場合には、中小企業診断士(中小企業支援法(昭和38年法律第147号)第11条第1項の規定による登録を受けた者をいう。)等による経営指導及び事業実施主体によるその要因の調査・分析、推進体制、施設の利用計画等の見直し等の目標の達成に向けた方策を内容とする改善計画の作成を含む目標達成に向けた措置(以下「改善措置」という。)を実施し、その結果について別記第7号様式により知事に報告するものとする。

ただし、自然災害や社会的・経済的事情の著しい変化等、事業実施主体の責に帰することのできない 予測不能な事態の場合を除く。

- (1)目標の達成状況が低調である場合とは、目標年度において、<u>体質強化・花粉削減計画</u>の目標指標が 70%未満となった場合とする。
- (2) 事業実施主体は、改善措置を実施した場合は、改善措置を実施した年度の翌年度から起算して要綱別表第1の01<u>体質強化・花粉削減</u>に係るものは3年間、要綱別表第1の02<u>循環成長</u>に係るものは5年間改善措置に対する達成状況報告を別記第6号様式に準じて知事へ報告するものとする。
- (3)「略」

第10 「略」

附則

「略」

附則

「略」

附則

「略」

附則

「略」

第9 改善措置等

事業実施主体は、目標の達成状況が低調である場合には、中小企業診断士(中小企業支援法(昭和38年法律第147号)第11条第1項の規定による登録を受けた者をいう。)等による経営指導及び事業実施主体によるその要因の調査・分析、推進体制、施設の利用計画等の見直し等の目標の達成に向けた方策を内容とする改善計画の作成を含む目標達成に向けた措置(以下「改善措置」という。)を実施し、その結果について別記第7号様式により知事に報告するものとする。

ただし、自然災害や社会的・経済的事情の著しい変化等、事業実施主体の責に帰することのできない予測不能な事態の場合を除く。

- (1) 目標の達成状況が低調である場合とは、目標年度において、<u>供給力・体質強化計画</u>の目標指標が70%未満となった場合とする。
- (2) 事業実施主体は、改善措置を実施した場合は、改善措置を実施した年度の翌年度から起算して 要綱別表第1の01 供給力・体質強化に係るもの3年間、要綱別表第1の02 成長産業化に係るもの は5年間改善措置に対する達成状況報告を別記第6号様式に準じて知事へ報告するものとする。
- (3)「略」

第10 「略」

附則

「略」

附則

「略」

附則

「略」

附則

「略」

新山对思衣	旧
附則	附則
「略」	「略」
附則	附則
「略」	「略」
附則	附則
「略」	「略」
附則	附則
「略」	「略」
附則	附則
「略」	「略」
附則	附則
「略」	「略」
附則	附則
「略」	「略」
附則	附則
「略」	「略」
附則	附則
「略」	「略」
<u>附則</u>	<u>「新設」</u>
<u>令和6年1月31日から施行する。</u>	